

会計学 午後



会計学(財務会計論・計算) 担当 小野 友輔 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月24日(土), 第2日第2限に行われた会計学[午後], 財務会計論です。小野先生, 財務会計論・計算では, 先ほどの繰り返しになりますが, 内容的にはどのような出題だったんでしょう。

小野 第3問はリース取引(貸手の会計処理)と固定資産の減損からの出題でした。前者は非常に難解な論点, 後者は非常に基礎的な論点でした。

第5問は連結財務諸表及び事業分離からの出題でした。普段の答練では見慣れていないその他有価証券の処理や, 評価差額の計上されている土地の未実現損益の消去が出題されました。

久野 岡安先生, 財務会計論・理論について, 先ほどは「全体としては基本的な論点からの出題が中心」ということでしたが, どのような出題だったんでしょう。

岡安 出題内容については, 第3問は, リース取引, 固定資産の減損, 第4問は, ストック・オプション, 純資産会計, 資産除去債務, 圧縮記帳, 第5問は, 事業分離等となっています。また, 第5問では, 複数の論点に関連する問題も出題されました。具体的には, 子会社の業績が悪化した場合において検討すべき会計処理を問う問題が出題され, 金融商品会計, 固定資産の減損, 棚卸資産の期末評価, 税効果会計などの知識をフル活用して解答する必要がありました。

このような複数の論点に関連する問題も出題されましたが, 冒頭にお話したように, 全体としては基本的な論点からの出題が中心だったので, 高得点を獲得できた受験生の方もいるのではないでしょうか。

それから, 今年は第4問でも計算問題が出題されましたね。驚いてしまった受験生の方もいるかもしれません。ただし, 第4問は, あくまでも理論問題が中心に出題されていて, 簡単な計算問題も少し出題されていたという程度です。昨年も, 第4問・問題3・問1で簡単な計算問題が出題されていますし, それほど大きな出題内容の変化ではないといえるでしょう。簡単な計算問題でしたから, 落ち着いて対応し, 難なく得点してもらいたかったところです。

久野 「出題範囲の要旨(論文重点出題範囲)」との関係はいかがでしたか。

小野 財務会計論・計算では, すべて「論文重点出題範囲」からの出題でした。

岡安 財務会計論・理論では, 第4問の問題4は圧縮記帳に関する問題でしたが, 圧縮記帳は「論文重点出題範囲」には含まれていません。それ以外は, すべて「論文重点出題範囲」からの出題でした。

久野 問題の量的面ではいかがでしたか。

岡安 財務会計論・理論の量は, 昨年と比べて減少しました。出題数は大きく変化していませんが, 行数が減少しましたね。特に第5問の理論の行数は, 昨年が36行だったのに対して, 今年は17行でしたから, ほぼ半分になりました。その分, 計算が増えたのかもしれません, 小野先生, どうでしたか?

小野 財務会計論・計算の第3問, 第5問ともに昨年と同様の分量でした。ただ, 第4問でも簡単な計算が出題されている点で昨年と異なります。全体的に計算の比率が高くなった印象です。

久野 財務会計論での「法令基準集等」の利用の仕方について, 少しずつ変化しているのかな, と感じることもあるのですが, この辺りはいかがですか。

岡安 財務会計論・理論では「会計処理を説明する問題」が出題されていましたので, 「法令基準集等」を参照しながら解答する場面もあったと思います。昨年も会計処理を説明する問題が出題されていましたが, このような問題

令和元年(平成31年)
公認会計士論文式試験 特別座談会

会計学 午後



会計学(財務会計論一理論)担当 岡安 俊英 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

では、「法令基準集等」を上手に利用して、確実に正答してもらいたいですね。

久野 それでは、各問についてコメントをいただいていきます。まずは、計算一小野先生からですね。

小野 第3問・問題1・問1は「リース取引(貸手の会計処理)」の問題です。本問では貸手の会計処理しか聞かれておらず、見積残存価額がある場合、貸手の現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合、割安購入選択権がある場合が問われており、非常に難解な問題でした。

①～③の用語穴埋め問題は、現価係数を用いた試算を行うことで見当をつけることができますが、正答するのは厳しいと思います。④以降の金額算定問題は網羅的に問われており、こちらも自信をもって正答できる問題は少ないと思います。

久野 次の問題は理論ですね。岡安先生、お願いします。以下、問題順にお願いしますね。

岡安 第3問・問題1・問2は「リース取引」の問題でした。土地のリース取引について、所有権移転ファイナンス・リース取引以外はオペレーティング・リース取引と推定される理由が問されていましたが、完璧に解答するのは難しいでしょう。ただし、重箱の隅をつつくような些末な論点というわけでもありませんので、部分点は獲得してもらいたいところです。また、土地のリース取引について、所有権移転ファイナンス・リース取引となる場合が問られていましたが、これも完璧に解答できなくとも、二つのうち一つは正答したいところです。

小野 第3問・問題2・問1は「固定資産の減損」の問題です。すべて基本的な内容からの出題ですので、満点が狙える問題でした。

岡安 第3問・問題2・問2は「固定資産の減損」の問題でした。固定資産の減損損失の戻入れを行わない理由が問られていましたが、とても基本的な問題です。高得点を期待したいです。

久野 第4問ですね。

岡安 第4問・問題1は「ストック・オプション」の問題でした。

問1は、「株式報酬費用の金額」を計算する問題でした。簡単な計算問題でしたので、必ず正答してもらいたいです。

問2は、「退職に伴う数量の変動の会計処理と条件変更に伴う評価単価の変動の会計処理」を問う問題でした。会計処理は、法令基準集等に記載されていますので、これも確実に正答してもらいたいところです。問2では、会計処理の理由も問われていたのですが、これはあまり上手に解答できなかつたという受験生の方も多かったと思います。

第4問・問題2は「純資産会計」の問題でした。

問1は、「自己株式の処分に関する仕訳と、その仕訳を行う理由」を問う問題でした。仕訳については、非常に簡単な計算問題でしたので、必ず正答してもらいたいです。仕訳を行う理由についても、TACの基礎答練で出題している典型論点ですから、高得点を期待したいです。『自己株式の性格に照らして説明しなさい』という指示がありますから、自己株式の性格を記載するのも忘れないでください。

問2は、「当期末に行う株主資本に関する整理仕訳と、その仕訳を行う理由」を問う問題でした。本問では、自己株式の処分によりその他資本剰余金の残高が負の値となるため、その場合の株主資本に関する整理仕訳として、利益剰余金で補てんする仕訳を示す必要があります。仕訳も、仕訳を行う理由も、基本的な論点ですから、高得点を獲得してほしいところです。ただし、利益剰余金で補てんする仕訳を、その都度ではなく、当期末に行う理由を記載

し忘れてしまった受験生の方もいるかもしれませんですね。ここでの失点であれば許容範囲だと思います。

第4問・問題3は「資産除去債務」の問題でした。

問1は、(1)が「資産除去債務の額」を計算する問題、(2)が「引当金を計上する方法ではなく資産除去債務を計上する方法が採用されている理由」を問う問題でした。(1)は、簡単な計算問題でしたので、必ず正答してもらいたいです。(2)も、TACの全国公開模試で出題している典型論点ですから、高得点を期待したいです。(2)は、答案用紙で用意されていた行数が4行しかなかったので、解答を短くまとめるところで苦労した受験生の方もいたと思います。それでも、問1では、(1)でも(2)でも高得点が必要ですね。それくらい典型的な問題でした。

問2は、(1)が「時の経過による資産除去債務の調整額」を計算する問題、(2)が「時の経過による資産除去債務の調整額が財務費用とはみなされていない理由」を問う問題でした。(1)は、簡単な計算問題でしたので、必ず正答してもらいたいです。必ず正答してもらいたい、とばかり言っている気もありますが、第4問の計算問題はそれくらい簡単でした。(2)も、典型論点であるため、高得点を獲得できる受験生の方もいると思います。ただし、問2(2)は、問1(2)よりは難しいので、6割～7割くらい得点できれば十分でしょう。

第4問・問題4は「圧縮記帳」の問題でした。先ほどお話しした通り、圧縮記帳は「出題範囲の要旨」の「論文重点出題範囲」には含まれていませんので、論文式本試験前にあまり学習していなかった受験生の方も多かったと思います。高得点は狙わずに、部分点を獲得できれば良いと思います。

問1は、「国庫補助金等により取得した固定資産について圧縮記帳処理が認められている理由」を問う問題でした。

圧縮記帳処理を行わずに国庫補助金等を受領時の利益として処理した場合の問題点を指摘して、圧縮記帳処理が認められていることを説明すれば良いでしょう。テキストにも載っている論点ではあるのですが、本問はあまりできなくて仕方がないでしょう。

問2は、「圧縮記帳処理よりも繰延収益処理の方が望ましいとする理由」を問う問題でした。「貸借対照表および損益計算書の表示の観点から、圧縮記帳処理と比較しつつ述べなさい」という指示がありますから、貸借対照表と損益計算書の両方の説明が必要になりますし、圧縮記帳処理と比較した説明も必要になります。指示がヒントになって解答できた受験生の方もいるかもしれません、指示に従った解答ができずに苦労した受験生の方もいるかもしれません。本問では、指示に従って丁寧に解答し、部分点を獲得することができればよいでしょう。高得点は狙わなくて大丈夫です。

久野 第5問です。まず計算ですね。小野先生、お願ひします。

小野 第5問は「連結財務諸表」「事業分離」の問題です。出題論点としては、子会社におけるその他有価証券評価差額金、分離して譲渡可能な無形資産、持分比率の減少する増資、持分法、子会社の支配獲得時においてその他有価証券評価差額金が生じており、当該その他有価証券を全て売却する場合、評価差額の計上されている土地の未実現損益の消去、固定資産の未実現損益の調整(アップ・ストリーム)、事業分離(持分法から連結への移行)、税効果会計、包括利益計算書、と非常に幅広く問われました。しかも、問2の答案用紙の形式が財務諸表の金額をすべて埋める形式であったため、戸惑った方も多いと思います。

一見すると、普段の答練やアクセス答練の問題と類似しているように見えて、実は上記のうち、「子会社の支配獲得



時においてその他有価証券評価差額金が生じており、当該その他有価証券を全て売却する場合「評価差額の計上されている土地の未実現損益の消去」に関しては、非常に難解な論点となります。

このことから、問1①無形固定資産（のれんを除く）、②のれん、③関連会社株式、⑦その他の包括利益累計額、⑧非支配株主持分、問2のうち棚卸資産、無形固定資産、のれん、関連会社株式、売上原価、のれん償却額、営業外収益、持分法による投資利益、問3については比較的解答しやすいものの、その他の箇所については解答できなくても合否には影響しないと思われます。

以上より、本試験での緊張を加味したとして、第5問については計算部分で3割程度の正答が合格ラインと言えるかと思います。

久野 指摘された「子会社の支配獲得時においてその他有価証券評価差額金が生じており、当該その他有価証券を全て売却する場合」等の部分は、受験生の皆さんも、また、受験指導校の判断も分かれそうな部分ですね。

小野 日本公認会計士協会「金融商品会計に関するQ&A」Q75の解釈の違いによるものです。当初は複数の解答例を示そうと思いましたが、「Q&A」に厳密に従えば、現状示している解答が正答になると考えています。

久野 解釈の幅もあるようですので、適切な解釈に基づく解答であるならば、受験生の不利になることのない採点がなされると良いですね。

さて、後は、理論、岡安先生ですね。

岡安 第5問・問4は「事業分離等」の問題でした。事業分離における分離元企業Z社の会計処理が問われていました。本問では、最初に、事業分離によって分離先企業A社がZ社の子会社となるのか、関連会社となるのか、それとも子会社や関連会社以外となるのかを判断する必要があります。A社の発行済株式総数の資料やZ1事業の会社分割の資料から、A社がZ社の関連会社となることをしっかりと判断しましょう。個別財務諸表における会計処理の説明では、TACの全国公開模試でも出題している典型論点ですから、高得点を期待したいところです。投資が継続していることを指摘しつつ、移転損益の認識と受取対価の計上金額の両方について説明しましょう。連結財務諸表における会計処理の説明では、A社に対して持分法を適用することを指摘しつつ、のれん又は負ののれんの処理と持分変動差額の処理の両方について言及しましょう。ちなみに、個別財務諸表における会計処理も連結財務諸表における会計処理も、法令基準集等を確認しながら解答することができますので、確実に正答たいですね。

第5問・問5は複数の論点に関連する問題でした。子会社であるA社の業績がさらに悪化した場合において検討すべき会計処理が問われましたが、A社の業績が悪化した場合には、通常、A社に関連する資産の帳簿価額を減額する会計処理が必要となります。例えば、A社の将来の一時差異等加減算前課税所得が減少した場合には、A社の個別財務諸表において、繰延税金資産を取り崩す会計処理が必要になりますし、A社株式の時価又は実質価額が著しく下落又は低下した場合には、P社の個別財務諸表において、A社株式の減損処理が必要になります。また、A社の超過収益力等が減少した場合には、P社の連結財務諸表において、A社に係るのれんの減損処理が必要になります。このほかにも、収益性の低下により帳簿価額の回収ができない場合には、A社の固定資産の減損処理や、A社の棚卸資産の帳簿価額の切下げが必要になります。本問では、検討すべき会計処理として、これらの会計処理のうち、どれを解答しても得点することができると思われます。受験生の方が、論文式本試験までに培ってきた財務会計論の知識をフル活用して解答することが求められた問題だったと思います。完答する必要はありません。受験生の方が試験会場でしっかりと考えて、それを解答することで部分点を獲得できれば十分でしょう。

合格ラインですが、第3問では、問題1は部分点狙い、問題2は高得点狙いで、合わせると5割～6割程度の得点がほしいところです。第4問では、問題4は高得点を狙うことは難しいですが、問題1～問題3は高得点を狙うことができますので、6割～7割程度の得点がほしいところです。第5問は問5をどれくらい解答できるかで得点が大きく変わるでしょう。目標としては5割～6割程度の得点がほしいです。全体としては6割程度になるのではないかでしょうか。高得点を獲得できた受験生の方だと7割くらい得点できているかもしれませんね。

久野 ありがとうございました。

論文式試験を受験された方々へ何かメッセージはありますか。

小野 とにかく手遅れにならないように、就職活動を行いましょう。論文式本試験は完全に相対評価の試験なので、出来ていないと思っていても、みんなも出来ていないので受かっている可能性は十分にあります。自分のイメージに合う監査法人を見つけるようにいろいろな説明会に出向くのがいいと思います。

岡安 あくまでも個人的な意見ですが、合格発表までの間、しっかりと就職活動をするのは当たり前として、それ以外では、今までできなかったこと、そして、監査法人に就職したらできなくなることをやるのをお勧めします。思いっきり遊んでもいいでしょう。海外旅行や海外留学をしてもいいでしょう。短期のインターンを活用して監査法人以外の仕事を経験してもいいでしょう。この時期にしかできない貴重な経験をするのが良いと思います。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、財務会計論について、ここ数年の出題形式・出題傾向をみて、来年以降の受験をする方々は、どのように学習を進めていけばよいでしょうか。

小野 何度となく言わわれていると思いますが、基礎的な内容が問われた際に失点を少なくしていくことが大事になってきます。難解な内容は上位のほんのごくわずかの層しか得点できませんので、基礎的な内容が合否の分かれ目になってきます。過去問を解くことでどういった問題に着手し、得点をしなくてはならないのかの見極めの練習をしてください。

岡安 ここ数年の出題傾向については、基本的な論点からの出題が多かったといえるでしょう。特に、今年はその基本的な論点を真正面から問う問題が多かったため、全体として難易度が低くなつたと感じました。昨年までは、もう少し難易度が高かったのですが、これは基本的な論点を真正面からではなく少し捻って問う問題が多かったためであつて、あくまでも基本的な論点からの出題が多いという点では昨年までも今年も同じです。この傾向は来年も続くと考えてよいでしょう。そのため、対策方法としては、結局、基本的な論点を丁寧に学習するということになります。基本的な論点を、真正面からだけではなく、いろんな角度から見てみる、つまり、会計処理とその理由だけではなく、会計処理の目的、会計処理の導入に至った歴史的な経緯、会計処理を行うことになる会計事象の具体例、他の会計処理との共通点と相違点、会計処理に指摘される問題点など、基本的な論点に関連する様々な知識を身に付けることができるよう学習しましょう。そうすれば、基本的な論点を捻って問う問題が出題されても対応できるようになるでしょう。

要するに、基本が大事、ということです。

久野 来年2020年試験の受験生へのアドバイスはどのようなものになりますか。

小野 まだ一度も短答式試験を受験されたことのない方は、とにかく12月に合格できるように頑張りましょう。年明けからスムーズに論文の勉強を始められることが、一発合格への第一歩だと思います。また、再度短答や論文の勉強にとりかかる方は、基礎をおろそかにしないように注意しながら勉強を進めてください。結局、合否は基礎的な内容で決まることが多いです。再受験の方は応用的な学習にばかり目を向けてしまう傾向にありますので、この点は注意して欲しいです。

岡安 先ほどお話した通り、基本的な論点を丁寧に学習することです。これは、これから短答式試験を受験される方も、すでに短答式試験に合格している方も同じです。公認会計士試験の合格に近道はありません。基本的な論点を毎日繰り返し学習し続けることが、公認会計士試験の合格までの最短ルートであると思って、根気強く学習に取り組みましょう。

久野 小野先生、岡安先生、ありがとうございました。

企 業 法



企業法担当 木村 弘行講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月25日(日)、第3日第1限に行われた企業法です。木村先生、先ほどは、本年令和元年試験について「少々難化」とのことでした。昨年以前の試験と比較して、指摘すべきことはありますか。

木村 条文の検索能力が必要です。そういう意味では、短答式試験との連携が重要です。

久野 出題の形式的にはいかがですか。

木村 説明問題が減って、論点問題が多くなりました。ただ、これは想定の範囲内での変化で、それほど気にするようなことではありません。

久野 出題の内容面ではどのような印象を持たれましたか。

木村 出題内容については、基本的な知識に少々の応用能力が試される問題でした。ただし、応用能力といつても特に高度なものではなく、その場でなんとか工夫すれば対応できるようなものです。むしろ応用部分をしっかりと知識として持っている受験生はそれほどいないと思われる所以、ある意味「のびのび書いて良いところ」と割り切って書いてきて良かったんだろうと感じました。

全体的な印象としては、特に論点問題については、もはや基本とはいえないようなものが提出されたことから、受験生としてはどこまでの最高裁判例をフォローすべきか今後議論になりそうです。私見としては、このような傾向はあまり好ましいものではなく、基本をしっかりとマスターすれば完全解答できるような問題が望ましいのではないかと思います。

久野 それでは、第1問・問題1からお願いします。

木村 第1問・問題1、①の「本件契約の効力」ですが、これは可能性として2つの観点から処理することが可能です。

まず、本件土地は甲会社の総資産額の5%に相当するという点を362条4項1号の重要財産の処分か否かを検討したうえで、取締役会決議を欠く代表取締役の代表行為の効力として民法93条但し書き類推適用の流れで書く答案です。ただ、この処理にはいくつかの難点があります。まず、5%以外の事情が問題文中に示されていないため、これだけでは重要財産の重要性を判定することはできないのではないかということ。仮に重要性がないとしても甲会社は本問のような財産の処理を代表取締役に委任しているのか否か不明であること。さらに、民法93条但し書きで処理するとしても本問は当該土地を転売しているため93条但し書きでは処理しきれず、民法理論により、民法94条2項を類推適用して結論を導かなければならぬこと。このように362条に絡めて処理しようとすると相当厄介な答案になってしまいます。そのため、この処理は適切ではないとして違う観点での処理を検討するとします。もっともこちらで書いた答案も何らかの評価はあるものと思います。

そこで、「利益相反取引」として処理するという答案が正解だと思います。ただ、こちらも実は一筋縄ではいかない点があります。つまり、乙会社がAの一人会社であり代表取締役はAの妻であるBであることから、利益相反の直接取引なのか間接取引なのか、直接取引として自己の名で成したものなのか第三者の名で成したものなのか、等が問題となります。これは設問の②の解答にも関係してくるのでおろそかにしてはいけない点です。文献を調べてみるといろいろな学説があるようです。私見ですが、これは自己の名でする直接取引と認定して②の処理で428条を使うのが良いように思います。加えて、仮に間接取引として処理するとちょっと困った点が出てきてしまいます。それは承認なき利益相反取引の効力については相対無効説が判例通説ですが、これを間接取引に当てはめるときは通常

直接の相手方の善意悪意しか検討しておらず、本問のような転得者が登場するような場面をあまり想定していません。直接取引の場合ならば、転得者が登場するような場面を通常想定したうえで、転得者の善意悪意を検討しているので処理に困ることはないのですが。

なお、利益相反直接取引については「ために」について名義説が一般的ですが、本問の場合は形式的には名義説では説明しづらいです。どちらかというと一人会社ということで経済的な効果が会社、したがって一人株主の利益になっていると評価することで自己のためにする直接取引とします。したがって、答案技術としてはあえて「ために」の解釈は示さずに、実質論で処理するのが無難なのではないでしょうか。

②については、すでに述べたように利益相反取引として処理することを前提に423条1項責任を検討しておけば良いでしょう。その際423条3項1号と428条を指摘しておくことを忘れないでください。問題文が損害賠償責任を負うかという訊き方ではなく『Aが負う損害賠償責任について論ぜよ』となっているからです。

久野 第1問・問題2はいかがでしょう。

木村 第1問・問題2は、「取締役の報酬規制（361条1項）」を訊く問題です。

こちらはいったん定められた報酬額を減額できるのかという論点を訊いています。基本テキストでは軽くしか取り上げていませんが、直前講義テキストで取り上げていた判例（名古屋地判平成9年11月21日）を素材としていると思われます。その際、原則減額は不可だが例外的に許される場合があるとして、その例外をどう規範定立するかが少々問題となると思いますが、特に大々的に取り上げることも必要ないと思われる所以、自分なりに処理しても許されるのかなと思います。なお、判例は当該取締役の同意を要件に減額を許すとする見解を展開しています。この同意が目次のものも含めるのかはさらに争いがありそうです。

久野 第2問・問題1はいかがですか。

木村 第2問・問題1は、「組織再編行為」の分野からの出題であり、本年度で唯一の説明問題です。

株式交換契約について株主総会の承認決議を要しない場合を説明することが求められています。ただし、問題文の柱書を読み落とさないように気を付けてください。つまり、両社間に株式保有関係はない点です。ここからわかるのは略式株式交換は書いてはいけないということです。また、一定数の株主が株式交換に反対した場合は株主総会決議は省略できない点も落とさないようにしてください。

なお、問題文が承認決議を要しないとされるのは、会社法上どのような場合かを説明しなさいとなっているので、原則承認決議が必要なことは取り立てて訊いていませんが、原則について一言ぐらい触れておくと加点されるかもしれません。

久野 第2問・問題2はいかがですか。

木村 第2問・問題2は本年で一番びっくりした問題だったのではないでしょうか。「会計帳簿閲覧請求権」を訊く問題です。

要は、会計帳簿閲覧請求権433条を条文に示されている要件に当てはめていくことが求められており、その中で唯一拒否事由について論点を絡めている問題です。この手の出題形式は近年の会計士論文式試験では多くなっています。つまり、問題となる条文を探し当ててそこに示されている要件を問題文に示されている事実を当てはめていき、その際いくつかの論点を論じさせるというものです。

本問では、論点の展開がそもそもできたのかが問われるのではないかでしょうか。問題文にそのヒントがあります。つまり、会計帳簿閲覧請求権行使しようとしている株主である戊株式会社はインターネット通信事業者であるので産業用機械の製造販売を主たる事業している丙株式会社とは競争関係にない。しかし、戊株式会社の完全親会社は、丙会社の業務と実質的に競争関係にある。そこで、請求者が競争関係になくても請求者の完全親会社が競争関係にある場合は433条2項3号に当てはまるのかが問題となる。結論は特にどちらでもいいと思うのですが、この問題提起が指摘できれば、この問題は十分合格点がつくものと思います。

なお、これは最高裁判所の判例を題材にしたものです。

久野 さて、第1問・第2問それぞれ、どれくらいの素点で合格者水準でしょう。

木村 合格ラインですが、素点でいくとして、第1問は22点 第2問は21点ぐらいでしょうか。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、企業法について、ここ数年の出題形式・出題傾向をみて、来年以降の受験をする方々は、どのように学習を進めていけばよいでしょうか。

木村 出題傾向の予測ですが、出題形式は従来のものが踏襲されると思われるので、論点問題と、説明問題を組み合わせてくるでしょう。その割合はにわかに判断しかねますが、今年が論点問題が大幅に増えましたので、来年は逆に説明問題が増えるのではないかでしょうか。また、内容的には論点問題の難化が懸念されますが、あまり神経質になることなく、基本論点をしっかりと書けるようになることで十分合格できると思います。

久野 木村先生、ありがとうございました。



経営学



経営学担当 田畠 文子 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月25日(日), 第3日第2限に行われた選択科目第1問・第2問一経営学です。田畠先生, 全体的な印象はいかがでしたか。

田畠 出題内容として, 第1問が組織論・戦略論, 第2問がファイナンス理論からというのは例年通りです。

第1問に関しては, ほとんどが講義やテキストで取り扱っていた論点からの出題でした。ただ, 相対的市場シェアの計算や, ネットワークの便益計算など, 解答に迷ってしまうものが多かったのではないかと思います。穴埋め問題の半分くらいを取れて論述問題で部分点を狙えれば問題ないと思います。

第2問に関しては, 大半が基本的な問題で, 高得点が望めたと思います。いかにミスなく得点するかが, 合否の分れ目になるでしょう。

久野 それでは, 第1問から個別にコメントをお願いします。

田畠 第1問の問題1は「製品ライフサイクルをキーワードとして, それに密接に関連するプロダクト・ポートフォリオ・マネジメント(PPM), および普及曲線をテーマとした問題」です。問1の「普及曲線」については必ず正解しなければなりませんが, 「キャズム」については講義等で扱っていないので, 正答できなくても問題ありません。問2は問題なく正解できたはずです。問3については, 「相対市場シェア」が, 「最大のライバルに対する自社シェアの比率」であり, 自社市場シェアを最大のライバル企業の市場シェアで割って求めるという点を思い出せたかがポイントです。問4はPPMの基本。これも正解必須です。問5もPPMの基本です。論述ですが配点の5割は取りたいです。問6については, 革新的採用者はマニアタイプ, 初期少数採用者はオピニオンリーダータイプであるという結論を間違えずに部分点が取れていれば十分でしょう。

問題2は「国際経営論」を中心とした出題です。問1から問3の穴埋めは, テキスト通りの基本的な問題ですが, 問2の規模の経済は思い付かなかつた受講生もいるかもしれません。問4は, その場で考えなければいけない計算問題で, 決して難しくはないのですが, 正答・誤答の差が付きやすい問題だと思います。問5については, 直前答練で逆バージョンの問題, つまり問題文から「トランクショナル組織」と答える問題を出していました。その問題文をしっかり読んでいた受講生が多いといいのですが……。

第1問に関しては, ほとんどの内容がテキストや答練で扱っていた内容でしたので, かなりの高得点を取れた方もいるかもしれません, 平均的には4割から5割でしょう。その程度で全く問題ないと私は思いますし, そのあたりが合格ラインになると思います。

久野 第2問はいかがですか。

田畠 第2問の問題1は「ポートフォリオ理論」に関する問題です。問1①におけるシャープレシオの計算は, 与えられている数値を公式に当てはめるだけの平易な問題, ③及び④は資本市場線に関する基本問題。これらは確実に点数を取りたい問題です。他方, ②は, 多少数学的な知識が必要となる問題で, 取れると差を付けることができる問題といえるでしょう。問2は, CAPM及びベータに関する問題で, 解き慣れた形式の出題ですので, 必ず正解したいです。問3は, テキストや答練で取り上げてはいましたが, しっかりと公式を使いこなせるまでに復習ができていた受験生は少ないかもしれません。

問題2は, 「MM理論」に関する問題でした。問1及び問2の計算問題および問3は, いずれも基本的な問題で,

落としてはいけない問題です。問4の「資産代替」については、テキストでは、エージェンシー問題の一つとして、「リスクシフティング」という表記で取り扱っていました。消去法で正答できた受験生もいたかもしれません、見慣れない語句でしたので、これは得点できなくても問題ありません。

問題3は、「財務分析」に関する問題でした。問1はROEのデュポン分解及び総還元性向を求める問題でした。公式さえ押さえていれば解けてしまう基本的な問題ですので、必ず正解したいです。問2については、フリーキャッシュフロー法により、投資の判断を行う問題です。こちらも、問題の中でのヒントが多く、典型論点についての問題ですので、

特に問題は無いはずです。



問題4は、「オプション」に関する問題です。問1-1及び問1-2はオプションプレミアムに関する基本問題。テキストなどでしっかりと扱っている論点で、問題なく解答できたはずです。問1-3については、問題文にヒントとしてある「プットコールペリティ」の公式から考えれば、正解にたどり着けたと思いますが、少し見慣れない形式での出題だったので、戸惑った方も多いかもしれません。問2の2項過程モデルに関する問題については、本試験での出題頻度も高く、テキストや答練で何度も扱っていた論点です。必ず正解しなければいけません。

第2問の合格ラインは、7割から8割くらいと考えています。7割取れていれば安心、6割取れていないと厳しい、といった感じでしょう。ケアレスミスを極力抑え、基本的な問題でしっかりと得点を重ねられたかどうかが、合否の分かれ道になるでしょう。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、近年・今年の出題傾向をみて、どんな点に注意しながら学習を進めていけばよいでしょう。

田畠 今年度の本試験を振り返ってみると、第1問の理論問題については、大まかな内容は分かるが、文章で説明するとなるとどう書いていいか分からない、語句についても、解答を見ると知っているけれど、本試験の緊張状態の中で冷静に用語を思い出すことができない、というような問題があり、難しく感じたかもしれません。一方で、第2問は、解きやすい問題が多く、ファイナンス理論を得意とされる方は、自信を持って解答できた問題が多かったのではないかでしょうか。ここ数年、ファイナンス理論については、問題数が、3問構成から4問構成に増え、より幅広い範囲から出題されるという傾向が続いている。この傾向は来年以降も大きく変わらず続くと考えられますので、広く、浅く、まんべんなく、様々な論点を抑えておく必要があります。

本試験で応用問題が出題されたからといって、発展的な論点にはあまりこだわらず、基礎的・標準的な論点を中心に、テキストを読み込み、答練を受ける。当たり前の勉強法ではありますが、結局はそれが、合格への近道になるはずです。

久野 来年2020年試験の受験生さんへのアドバイスはどのようなものになりますか。

田畠 経営学は短答式試験がないため、対策が遅れがちですが、論文式試験の科目の一つであることを意識して、学習プランをしっかりと立て、出来るだけ早いうちから効率的に学習をしてほしいと思います。特にファイナンス理論については、近年基本的な問題の出題が増えています。学習の成果がでやすい問題こそ、差が付きやすくなりますので、早くからしっかりと基礎を固めていくことが重要となります。

久野 田畠先生、ありがとうございました。

経済学



経済学担当 鏡 泰史 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月25日(日), 第3日第2限に行われた選択科目第3問・第4問一経済学です。鏡先生, 先ほどは、「計算力が求められた」ということでした。内容面での全体的な印象はいかがでしょう。

鏡 内容面でいうと, 第3問のミクロ経済学は, 問題1が消費者, 問題2が企業, 問題3が寡占市場に関する問題でした。また, 第4問のマクロ経済学は, 問題1から問題3が, 幅広い分野から少しずつ色々な知識を問うという形式で, 問題4がIS-LM分析, 問題5がフィリップス曲線を扱った問題となっていました。

全体的には幅広い分野から出題される代わりに基本論点からの出題となる, いわゆる「広く浅く」という感じです。ただ, もちろん試験なので考えなければいけない問題もあったのですが, 一部の問題が, 経済学に対する理解より, 数学が得意かどうかで点差がついてしまったのではないかということが心配です。

久野 「出題範囲の要旨」との関係はいかがでしたか。

鏡 おおむね出題範囲の要旨に沿った出題でした。

久野 出題数・量的な面ではいかがでしょう。

鏡 第4問のマクロは例年ほとんど変わりません。第3問のミクロが, 昨年から計算ボリュームが増え始め, そこで時間が取られることを考慮してか, 小問が昨年の4問から3間に減りました。

久野 それでは各問についてコメントいただき, それに関連して大問ごとの合格者水準素点をお願いします。

鏡 個別に検討していきます。

まず, 第3問ミクロ経済学の問題1は「消費者」に関する問題でした。問1(2)の端点均衡に関する問題以外は標準的な問題です。

問題2は「企業」に関する問題ですが, 正直なところ, 経済学の問題というより数学の問題になってしまっていると思います。問2は計算力に関係なく部分点も取れますぐ, 受験時のプレッシャーを考えると部分点は難しく, 計算力が合否を左右しなかったことを祈るばかりです。

問題3は, 「寡占市場におけるクールノー, シュタッケルベルグ競争」の問題です。問題2ほどではないにせよ, 少多少の計算力を要しますが, 一般的な問題と言えます。

計算力に左右されてしまう問題もありましたが, 第3問のミクロ全体では60%~65%程度取れれば安心だと思います。

第4問のマクロ経済学に移りまして, 問題1から問題3は, 幅広い分野から, 少しずつ知識を問う問題になっていました。具体的には, 問題1では穴埋め形式で, 「資本需要と三面等価」について問われました。問題2は文章の正誤を判断する形式で, 「ケインズ型消費関数とベバリッジ曲線」が扱われました。問題3は計算形式で「45度線分析, 成長会計, ISバランス」に関する問題です。

幅広い分野について的確な知識を要求されるため, 完答は難しいかも知れませんが, 個々の問題は基本的な内容ですので, 知っているところを確実に解いてもらえばよいと思います。

問題4は「IS-LM分析」です。ミスなく計算していただきたいところです。

問題5は「フィリップス曲線」からの出題です。満点は難しくても, 部分点が取れればよいと思います。

第4問のマクロも, ひとつひとつの問題は基本的な内容がほとんどですが, 出題論点が幅広く, すべてをカバーするだけの学習時間が取れていない可能性を考えると, 第4問全体では70%~75%程度が合格のための目標になる

だろうと思います。

第3問と第4問を合わせた全体では7割弱くらいが合格ラインでしょうか。

久野 経済学で受験をされた方へのメッセージはありますか。

鏡 経済学は講義の回数が多いわけですが、それを乗り越えたわけですから、ここでの勉強を将来に役立てて欲しいです。受験上は重要性が低くても、会計士として、もつと言うと一般教養的に必要不可欠な知識が多いので、発表までの間、将来の仕事のために一度だけでも復習してもらえた嬉しいです。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、経済学について、近年の出題傾向をみて、来年以降の受験に際し、どんなふうに学習を進めていけばよいでしょう。

鏡 色々な分野から幅広く出題される傾向は、ここ数年、ずっと続いております。そのため、変にヤマアテに走って、苦手な論点を作ってしまうというのが一番良くないことです。ただ、これは言い方を変えれば、ひとつの論点を深く掘り下げるような出題はあまりないことを意味します。今年も、ひとつひとつの問題は基本的なものがほとんどでした。そのため、どんな分野が出題されても、比較的易しめの問題はきちんと解けるようにしておくことが重要です。

ただ、第3問ミクロについて、特にこの2年は計算力が要求されています。経済学の試験である以上、計算力が合否を左右するのは望ましくないというのが個人的な意見ではあるのですが、来年も警戒した方がよいでしょう。

久野 来年以降の受験を経済学で予定されている受験生さんへのメッセージはどのようになりますか。

鏡 どの科目でもそうでしょうが、「穴」をつくりないようにするという姿勢が大切です。受験生としては、選択科目にはなかなか時間を費やせない。だからこそ、最近の経済学の本試験は「広く浅く問う」という傾向にあることを意識していただきたいと思います。考えようによつては、下手に各論点の応用的なところまで深入りしない程度の勉強に抑えることができるとも言えるのです。経済学は、勉強するべき論点がきちんと決まっている科目ですので、地道に講義や答練で基本論点を復習してください。

ただし、答練の復習を、反復練習のような感覚で行わないでください。「なぜ、このような方程式をたてなければならぬのか」、「なぜ、このような式変形をするのか」など、問題を解く過程を、経済学の理論に沿つて、自分の言葉で表現できるようにするということを心がけると、応用力が身に付くはずです。

久野 鏡先生、ありがとうございました。



民 法



民法担当 多賀 潤講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月25日(日)、第3日第2限に行われた選択科目第5問・第6問－民法です。多賀先生、先ほどは「過去3年と比べると、難易度は高かった」ということでした。どういった点でしょうか。

多賀 今年の問題は、細かい論点も多く、事例分析や法律構成が困難な出題もありました。そのため、何が論点として問われているのかの判断や答案構成が難しく、時間的に厳しいと感じられた方や結論をまとめるのに苦労した受験生も多かったと思われます。昨年以上に、現場思考力が問われているなという印象を受けました。

久野 答案の作成に苦労した受験生さんが多かった気配なんですね。ただ、相対評価ですし、許容範囲がありますよね。

多賀 本年度の問題も、昨年と同様、過去の本試験で出題のあった論点も出題されています。第5問の問題1の「物権的請求権の相手方」、第5問の問題2の「占有も相続の対象となるか」、第6問の問題1の「719条1項前段の『共同』の意義」、第6問の問題2の「生命侵害の場合の損害賠償請求権の発生の有無」などの論点です。ただ、「物権的請求権の相手方」については、基本論点が問われていますが、それ以外は、先ほども申し上げた意外な分野におけるいざれも細かい論点でした。そのため、これらをすべて論ずるのはかなり困難で、これらの論点をいくつか外していくても致命傷とはならないと思います。

久野 それでは、第5問からコメントをお願いします。

多賀 第5問の問題1は、最判平成6年2月8日を題材にした「物権的請求権の相手方」の問題です。Dによる乙建物の収去請求は丁部分の所有権に基づく物権的請求権の行使です。従って、Dの行使する「物権的請求権の相手方」は、本来は、乙建物を所有することによって丁部分を占有し、丁部分の所有権を侵害しているCということになります。ただ、本問のような空き家の所有者が誰かを知るためには建物の登記名義も重要です。そこで、建物の登記名義人が依然として登記を保有している場合は、建物所有権を失った登記名義人も物権的請求権の相手方とできないかが問題となります。

この点、これを肯定するのが判例・通説です。この立場のポイントは、「本問のような場合における土地所有者と建物所有権を失った建物登記名義人との関係は、土地所有者が地上建物の譲渡による所有権の喪失を否定してその帰属を争う点で、あたかも建物についての物権変動における対抗関係に類似する。」ということを指摘して、「建物の登記名義人は土地所有者に対して建物所有権の喪失を主張できない。」という理論構成を示すことです。また、このような場合にも、「実質的な建物所有者を常に物権的請求権の相手方にしなければならないとする、土地所有者に実質的な建物所有者を探し出す困難を強いることになり酷である。」という実質的理由を示すこともポイントです。解答例では、この点については、問題提起部分で言及しています。ただ、理論構成と実質的理由のいざれかを論じて自説を導いていれば、ここで大きな差をつけられることはないでしょう。逆に、理論構成をしつかり論じた上で実質的理由にも言及していれば、大きなアドバンテージを得られると思います。応用答練第1回第2問の問題1でも出題している論点なので、TAC受講生はここでアドバンテージを得られたことを期待しています。

第5問の問題2は「占有も相続の対象となるか」についての問題です。ここでは、Cが丁部分の所有権を取得できなかったか否かが問題となります。この点、本問では、時の経過についての事実が示されているため、丁部分の所有権の取得については、これを承継取得する場合と時効により原始取得する場合が考えられます。

まず、承継取得についてですが、Aは丁部分について無権利者であり、BはAから丁部分の所有権を承継取得することはできません。従って、Bを相続したCも丁部分の所有権を承継取得できません。承継取得については、この程度のことを簡潔に論じていれば十分です。ただ、時効取得の問題に引っ張られて、承継取得に関する論述が抜けてしまうことが多いので、承継取得にも言及しているだけでもアドバンテージとなると思われます。

次に、時効取得が認められるためには、とにかく、162条所定の期間、占有を継続する必要があります。占有開始時に善意・無過失であれば、162条2項により10年間の占有の継続が必要ですし、占有開始時に善意・無過失でなければ、162条1項により20年間の占有の継続が必要です。この点、本問では、CがBを相続してから10年経過していますが、Cは乙建物に移り住んでおらず、丁部分について自己固有の占有を開始したとはいえない。従って、Cの相続を起点とする162条2項による10年の時効取得の余地はないことになります。そのため、自己固有の占有を開始したことを前提とする「自己の占有のみを主張できるか」が問題となる「187条1項は相続にも適用されるか」という論点（判例・通説は肯定説）は問題となりません。

次に、Cは、自己固有の占有を開始していないとしても、相続によるBの占有の承継を主張することが考えられます。この点、187条1項により、占有の承継も認められており、売買のような特定承継の場合に前の占有者の占有の承継を主張できることに争いはありません。ただ、相続のような包括承継の場合でも前の占有者の占有の承継を主張できるかについては、「占有も相続の対象となるか」という論点となっています。ただ、これは細かい論点であり、判例・通説は肯定説に立つことを考えると、この論点を外しても、判例・通説である肯定説を前提に事例処理ができていれば、大きなマイナスにはならないと思います。逆に、論点として取り上げ、解答例程度の論述があれば、それだけでもアドバンテージになると考えていいでしょう。

もつとも、この点について、判例・通説である肯定説に立つとしても、187条2項により、前の占有者の占有の承継を主張する場合には、その瑕疵も承継します。従って、占有も相続の対象となると解しても、前の占有者であるBは丁部分の占有を開始した時に悪意なので、162条2項の10年間の占有の継続による時効取得の余地はありません。また、占有開始時に悪意であったBの占有開始から19年しか経過していないため、162条1項による時効取得も成立せず、結局、Cは丁部分の所有権を時効取得できないことになります。

ただ、本問では、Aが、甲土地上に乙建物を築造し、自己名義で所有権保存登記をしてから、これらをBに譲渡するまでの期間はやや不明確です。そこで、この期間が1年以上あれば、Aからの占有の承継を主張することで、Cには162条1項による時効取得が認められる余地もあります。しかし、問題2の問題文では、Bの占有開始時からの期間の経過しか示されておらず、Aからの占有の承継についてまで考慮することは求められていないと思われるので、この点については言及する必要はないでしょう。ただ、言及したからといってマイナスとはならず、占有も相続の対象となることや187条2項に言及していれば、特に問題はありません。

久野 第6問ですね。

多賀 第6問は「不法行為」に関する問題で、こちらが先ほど申し上げた意外な分野からの出題であった問題です。

まず、第6問の問題1では、加害者が未成年者でも、責任能力があれば、その加害者は709条による不法行為責任を負うこと、712条により、加害者が未成年者で責任能力もない場合には、その未成年者には不法行為責任が成立しないこと、その場合でも714条により、責任能力のない未成年者である加害者の監督義務者は不法行為責任を負う余地があること、加害者が複数いる場合には、719条により各加害者は全額の賠償責任を負う可能性があること、被害者にも過失があった場合には、722条2項により、損害賠償額が減額される可能性があることなどの基本的な条文知識を使って、事例処理をすることが求められています。もちろん、その事例処理をするに当たり、いくつかの論点が出てくるので、それらの論点に言及することも必要ですが、本問で出てくる論点は、細かい論点やかなりの応用論点なので、それらの論点の論述が抜けても、それだけでは致命傷とはならないと思われます。

まず、本問では、AとCは過失によってEに重傷を負わせています。ただ、判例・通説は12歳前後を基準に責任能力の有無を判断し、個別の事情により違いはあるものの、中学生以上であれば責任能力を認め、小学生以下の

場合には責任能力を認めないのが一般です。従って、10歳のAには責任能力は認められませんが、15歳のCには責任能力が認められます。そのため、Aは不法行為責任を負わないのに対して、Cは不法行為責任を負うことになります。ここで、Aについては、先ほど申し上げた714条に言及する必要があります。ここまで落とさないでほしいところです。

これに対して、Cについては、「未成年者に責任能力がある場合でも、被害者は監督義務者に対して不法行為責任を追及することができるのか」という論点が714条の文言との関係で問題となります。判例は、709条を根拠にこれを肯定しており、解答例もこの立場によっています。ただ、これは細かい論点であり、これを論述できていれば、アドバンテージになるもので、この点の論述が抜けただけでは致命傷にはならないでしょう。また、この点について判例の立場に立つとしても、そのあてはめに関しては、どのような場合に監督義務違反を認めるかについて、監督義務者に一般的な監督義務違反があればよいか、監督義務者の具体的な監督義務違反が必要かなども議論されています。ただ、これは極めて応用的な論点であるため、その論述が抜けても特に問題はないですし、逆に、論点と気付かずとも、具体的な利益衡量の中でこの点に関する論述があれば、加点事由になると思われます。解答例では、簡潔に、本問の事実関係だけでは、責任能力のあるCの不法行為によるEの負傷について、Cの監督義務者であるD1およびD2には具体的な監督義務違反は認められないとして、Eは、D1およびD2に対して損害賠償請求することはできないという立場で論述していますが、逆の結論を導いても、点数が付かないことはないでしょう。

次に、解答例の立場からは、Eは、負傷による損害について、BおよびCに対して賠償請求をすることができますが、設問後段では、全額の賠償請求をすることができるかが問われているので、Eに対して損害賠償責任を負う者が全額の賠償責任を負うかについて、共同不法行為の成否を検討する必要があります。この点については、719条1項前段の「共同」の意義が問題となりますが、判例・通説の立場である客観的関連共同説を論じてあてはめをすれば十分です。この論点は、2014年、2011年度の本試験でも問われた論点であり、共同不法行為の基本論点でもありますが、不法行為が手薄になっていた方も多いと思われることから、正確ではなくても、共同不法行為の成立を認めるそれなりの論述をしていれば、問題ないと思います。

最後に、Eの負傷による損害は、CとEがつかみ合いの喧嘩となったことに原因があることから、722条2項の過失相殺にも言及すべきです。一般的に、喧嘩が原因の場合には、過失相殺により全額の賠償請求は認められないで、ここは抜けてほしくないところです。

第6問の問題2では、Eの配偶者FによるEの死亡によるEの逸失利益についての損害賠償責任が認められるかが問われていますが、Eの死亡によるEの逸失利益はEが被った損害なので、Eの単独相続人であるFがこれについて損害賠償請求をするためには、Eの損害賠償請求権をFが相続により承継したことが必要です。この点、死亡による逸失利益については、損害が発生した時点では被害者は死亡により既に権利能力を失っているとも考えられることから、そもそも被害者固有の損害賠償請求権は発生しているのかが問題となります。これは、2011年度の本試験でも問われた論点ですが、これを肯定するのが確定した判例であり、また、細かい論点でもあるので、この論点に言及せず、死亡による逸失利益についても被害者固有の損害賠償請求権は発生していることを前提として論じても、大きなマイナスとはならないでしょう。

次に、本件転落事故による損害について責任を負う者がEの死亡によるEの逸失利益についても損害賠償責任を負うためには、それらの者の加害行為とEの自殺との間に相当因果関係が認められる必要があります。判例の中には、加害者の予見可能性を問題として相当因果関係の肯否を判断しているものもありますが、近時の判例では相当因果関係を肯定した上で、被害者側の心因的要因を考慮して、損害賠償額の減額を認めるものが多くなっています。そこで、解答例では、BとCの共同不法行為とEの自殺との間に相当因果関係を認めた上で、気に病む性格であったというEの心因的要因も考慮して、722条2項類推適用により損害賠償額は減額されるという構成をとっています。ただ、本問は問題1と異なり、全額の賠償請求の可否までは問われておらず、また、かなり細かい論点であることを考えると、本件加害者の行為とEの死亡によるEの逸失利益との間の相当因果関係の肯否について検討していれ

ば特に問題はないと思われます。

久野 民法では、第5問・第6問それぞれどれくらいの素点で合格者水準でしょう。

多賀 今年の問題は、何が論点かを把握することやあてはめが困難な問題もありました。そのため、論点とはいえないような基本部分の指摘ができたか否かが合否を分けることになると思われます。ただ、問題となる条文をすべて指摘して事例処理できた受験生は少ないでしょうから、高得点の勝負にはならないと考えられます。第5問では、問題1で「物権的請求権の相手方」に関する基本論点が問われていることを考慮して、素点レベルで5割程度、第6問では現場思考力が試される難問であったことを考慮して、素点レベルで何とか3割強の得点を確保できれば勝負になると思われます。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、民法について、例年の出題傾向から考え、どのような点に留意しながら学習を進めればよいでしょう。

多賀 民法では、基礎力と応用力・現場思考力がともに問われるという出題傾向は定着しています。また、今年も過去に出題された論点が出題されました。この傾向は来年以降も続くでしょう。ただ、合否を分けるのは、基本的な条文知識や基本論点をしっかりと書けたかどうかです。そして、来年4月1日には平成29年の改正民法が施行され、試験範囲に含まれてきます。この改正法は、これまで論点であった点について、判例の解釈を明文化した部分もかなりあります。たとえば、過去の本試験で出題されたこともある「動機の錯誤」という論点については、動機を表示した場合は動機の錯誤も95条の「錯誤」に当たると解する判例の立場が明文化されました。このような部分も含めて、来年の本試験では、これまで以上に基本的な条文知識を使って事例を処理できるかが重要になってくると思われます。従って、過去にも出題された基本論点の整理とともに、条文を使って正確な事例処理ができるように、正確に条文知識を身につけることを重視するといいでしよう。また、民法は、まとめて勉強しても、まとめて忘れてしまうという特徴があります。そのため、最初に学習するときはともかく、一度整理した後の学習では、一度にまとめて勉強するのではなく、15分から20分程度の短い時間でいいので、出来る限り定期的に、条文知識の確認、答案構成などをチェックするという勉強を心がけるべきでしよう。

久野 多賀先生、ありがとうございました。



統 計 学



統計学担当 高久保 克典^{講師}

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 最後に、8月25日（日）、第3日第2限に行われた選択科目第7問・第8問－統計学です。高久保先生、先ほどは、「標準的なレベル中心の出題内容」ということでした。

「出題範囲の要旨」あるいは過去の出題と比較されていかがですか。

高久保 統計学では、例年、「出題範囲の要旨」からの出題となっています。8割程度の問題は、過去に出題されたことがある論点と同じような内容を含んでいます。

久野 出題量としてはどうだったんでしょう。

高久保 統計学の出題数および分量は、例年通りです。

久野 あらためて、今年の統計学の出題にどのような印象をお持ちですか。

高久保 最近の「統計学」の出題内容の特徴として、統計的な「分析力」を試す問題の割合が高まっている点が挙げられます。今年の試験でも、データの分布状況や分析結果を読み取らせる記述問題が多く出題されており、これらの問題に対して何を書けば良いのかと悩んでしまった受験者も少なからずいたと思われます。ただし、試験問題全体をみれば、基本的・標準的な内容の問題が多くを占めていますので、基本的な問題からきちんと得点できたかどうかが合否を分けると考えられます。TACの講義や答練を通して基本論点を丁寧に理解している受験者であれば、今年の統計学では素点でみて7割程度の得点が可能であり、それが標準的な合格ラインとなるのではないかと思います。

久野 それでは問題ごとにコメントをお願いします。

高久保 「統計学」では、毎年、2題の大問それぞれに、問題1から問題3までの小問3題があり、全体的には小問が6題出題されています。また、小問ごとにテーマが設定され、いろいろな分野から出題されています。今年の各小問のテーマを1つ1つ概観すると、次のようになります。

まず、第7問・問題1は「記述統計」に関する問題です。四分位数、四分位範囲、箱ひげ図とヒストグラムの作図、標準化（基準化）変量といった内容が問われています。標準レベルの問題ですが、分布状況などに関する記述問題に対しては、何を答えるべきかに戸惑ったかもしれません。このため、TAC生には素点でみて7割程度の得点を期待したいと思います。

第7問・問題2は「確率」の問題です。二項分布とポアソン分布に関連した内容が問われています。基本レベルの問題であり、さらにTACでは、これらの論点を答練で繰り返し出題していますので、素点でみて8割程度の得点を期待します。

第7問・問題3も「記述統計」に関する問題です。変化率、指數、寄与度・寄与率といった内容が問われています。最近の本試験で繰り返し出題されている論点もありますので、素点でみて8割程度の得点を期待します。

第8問・問題1は「有限母集団からの標本抽出」に関する問題です。TACの答練ではカバーしていなかった分野であり、多くの受験者にとって不慣れな問題であったと思われますが、無限母集団を前提とした標本理論の理解から部分点を十分に狙うことが可能な出題内容となっています。このため、素点でみて5割程度の得点を期待します。

第8問・問題2は「統計的検定」に関する問題です。平均の検定および平均の差の検定に関する標準レベルの記述問題であり、TACの答練でも類問を出題していますので、素点でみて7割程度の得点を期待したいところです。

第8問・問題3は「回帰分析」に関する問題です。決定係数、t検定、推定値の計算、残差平方和といった内容が問われています。ダミー変数を用いた回帰分析の結果の評価や自由度修正済決定係数の結果に関する記述問題を難しく感じた受験者も多くいたかと思われますが、これら以外は基本的な出題内容ですので、素点でみて6~7割程度の得点を期待したいと思います。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、統計学について、ここ数年の傾向を見られて、来年以降の出題傾向はどのように考えられますか。

高久保 「統計学」では、いろいろな分野から出題されていますが、ここ数年の傾向として、「基本的な確率計算」、「代表的な確率分布の特性」、「回帰モデルの推定」といった分野からの出題がよく見られます。これらは、「統計理論」の基礎となる重要な分野ですので、今後もこれらの分野からの出題が繰り返されることが考えられます。このため、これらの基本分野をまず克服すれば、それだけでも、かなり合格レベルに近づくことができるといえます。

一方、「記述統計」の分野の出題割合も最近高まっていますが、この分野の出題内容は試験委員の関心に左右される傾向があります。このため、「記述統計」に関しては、まずはTACの入門講義で取り扱っている内容の理解に努めてもらいたいと思います。

実は、統計学的見方・考え方を理解するために必要となる中心的な知識（＝「コアとなる考え方」）は、とても限られているのです。「統計学」は、むしろ少ない知識をいかに「問題」に適用するか、その応用力・分析力が問われる科目と言えます。そしてこの点は、最近の本試験問題における「統計学的考え方」や「分析プロセス」の理解を重視する出題内容にも顕著に現れています。高度な数学テクニックを追求するのではなく、このような「統計的考え方」や「分析プロセス」について丁寧に理解できているかどうかを問う問題が、今後の本試験でも出題内容の中心になると思います。

久野 来年以降受験される方へのメッセージをお願いします。

高久保 「コアとなる見方・考え方」がとても限られている統計学は、選択科目のなかで「暗記量」は一番少なくてすむ科目と言えます。また、「統計学」というと、出題される数学レベルに不安を感じる受験者も多いと思いますが、これまでの本試験を見てみると、そこで要求されている数学レベルは、ほとんどの場合、中学レベルの数学で十分に対応できる問題となっています。

最近の統計学の本試験問題では、知識の量や数学テクニックよりもむしろ、「統計学的考え方」や「分析プロセス」の基礎的な理解を重視する傾向にあり、この出題傾向は今後も継続されると考えられます。このような「統計的考え方」や「分析プロセス」についての基礎的な理解は、これから始めて答練などを通じて十分にトレーニングすることができます。このため、「選択科目」選びに悩んでいる方、とくに中学レベルの数式だったらそれほど恐怖心を覚えないという方は、「統計学」を食わず嫌いのままにせずに、ぜひ挑戦してもらいたいと思います。

さらに、これまで「統計学」を学習してきたが科目合格に届いていない方は、まずは「記述統計」、「基本的な確率計算」、「代表的な確率分布の特性」を中心とした基礎分野の習熟に努めることをおすすめします。このためには、答練などを利用して基礎問題を何度も丁寧に見直しておくとよいでしょう。これらの分野の十分な理解は、「標本理論」、「推定と検定」、「回帰分析」などの分野の理解にも大いに役立つことになりますし、本試験においても得点源として重要となります。

久野 高久保先生、ありがとうございました。

本試験をふりかえる



司会 久野 元靖 講師

最後に

久野 各科目についていろいろとお話をうかがってきました。

受験生の皆さん、論文式本試験が終わりました。次は就職活動です。8月9日付の日本公認会計士協会「今年度の公認会計士試験合格者の採用活動の開始時期について（お願い）」によれば、今年も例年のように、監査法人の採用面接のピークが合格発表後になるとのことですが、この特別座談会が皆さんの中にふれる頃には、多くの監査法人・税理士法人・コンサルティング会社等の説明会は始まっていることでしょう。受験生の皆さんには、就職希望の地域ごとに、監査法人の説明会予約日時等きちんと情報収集をして、積極的に就職活動を行ってください。試験終了後から行われ、すでに盛況のうちにほぼ終了していると思いますが、TACでは毎年各地で「公認会計士受験生のための就職説明会」を開催しています。

情報収集のためには、試験終了後から9月上旬に各地で行われ、また、WEB等でも視聴可能な「監査法人就職対策講義」をご覧になって就職活動のイメージを作ってください。あるいは「監査法人就職活動相談会」で相談するのも良いでしょう。面接を経験したことがない方は、すでに予約満席になっているかもしれません、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡で行われる「監査法人面接対策」で自身をチェックしてもらうのも一つの方法です。東京だけになってしまいますが「就職スタートアップ研修」も用意されています。スケジュールが合わなければ「TAC就職サポート」に電話相談をするのも1つの方法です。WEBサイト「@C.P.A.」では予約が一杯になっていたら申し訳ないですが、「監査法人面接対策」「監査法人就職活動相談会」の予約も行えますし、「監査法人など説明会情報まとめ」も随時更新され、「監査法人リンク集」から各監査法人HPにリンクされています。

TACの公表する解答例は、厳密には、一つの解答例です。他に合格レベルとなる答案のパターンも多くあるでしょう。論文式試験は大問ごとに相対的評価をされる試験です。計算で基本的な誤りをせず、理論で問われていることに「素直に丁寧に」答えたならばきっと大丈夫です。合格をされた方の中には、後日、「実は、あそこ…白紙」なんてことを告白される方もいらっしゃいます。多くの受験生が書けていなかった部分なんでしょうね。合格の可能性の高い低いはあるとは思いますけれど、前を向いて就職活動に力をいれてください。

「今年はダメ！」なんて判断をされる方もいらっしゃるでしょうね。そんな場合には、早急に、学習再開の体制を作ってください。最低限の就職関連情報の収集と対策をしておけば、合格発表後の採用活動の流れに乗つかれます。就職関連の対応ができたならば、学習面で基本的理解、基本的計算力の再確認をしてください。特に財務会計論・管理会計論・租税法・選択科目の「計算力」に危機感を感じている場合には早急に対応をすることが必要です。「計算力」で合格に必要な基礎点数をコンスタントに確保できる方が早く合格されていくイメージを持っています。

「個別成績相談・学習方法相談」をしていると様々な「それはマズイでしょ」的な学習方法を頻繁に耳にしてしまいます。最善の学習方法は各人によって異なるわけですが、最低限、なぜこのような学習方法を採用しているのかという目的意識を持ってくださいね。目的を明確にするために、ご自身の学習方法を振り返ることも大切ではないでしょうか。計算問題って同じ問題でもいいから何度も解くのはなぜですか。同じ問題を20回やればそれだけで合格できるんですか。ただ闇雲に教材に向き合っていませんでしたか。理論解答例を丸暗記することが受験勉強ですか。合格できる論文答案を作成するという最終目的に合致した学習をしていましたか。問い合わせに的確に答えていましたか。問題をよく読まないで答案を作るなんてわけのわからないことをしていましたか。ミスという言葉で自分

をごまかしていましたか。ミスの原因をちゃんと考えていましたか。ミスを回避するためのチェックリストが頭の中になりますか。スケジュールを立てていましたか。学習が進んでいないとか、あるいは、満足できる素点がとれそうにないという理由で答練を先送りにしていませんでしたか。ご自身の学習進度を把握していましたか。自身の相対的位置を把握していましたか。学習範囲を独断で削っていましたか。そもそも、科目ではなく、大問ごとに評価されている試験であることは知っていますよね。そういう試験であるならば、やっちゃいけないことはわかりますよね。大問丸々やっていませんでしたってなると強烈な得点比率をいただいてしまいます。素点0点だったら得点0点ですよ。一部の科目では、現実問題として制限時間内に解けず、問題の取捨選択は必要だと思います。しかし、受講生さんとお話をしていて、時々、気になることがあるんですね。制限時間内に解けなくても問題の取捨選択でカバーすれば良い、という考え方。最後の最後はそうだと思うのですが、なぜ時間内に解けないのか考えたことはありますか。問題の量が多いですか、あなたが考える時間が長いですか。考える時間が長いのは自分自身の足りない部分として改善すべきですね。問題の量が多いとして、問題を取捨選択する基準はなんですか。解けそう、解けそうにない。得意、不得意。不得意で解けそうにないと思った問題が基本的な問題だったりはしないですね。

再度、基本を確認してください。基本的理解が求められる問題で絶対にヘマはしないぐらいの意気込みで。合格発表日まではそれだけでもいいんじゃないですかね。

あとね、「効率的に合格したい」って言葉を耳にすることがあるんですよね。私見ですが「ない」と思います。「効果的な学習」はあっても「効率的な合格」はないんじゃないかと。ここまでに多くの科目で指摘されていますが「基本」を大切にしてください。「基本」が確立されたら次のステップに進んでください。でも「基本」はいつまでも確立された状態を維持してください。

さてと、毎年のことですが、ちょっとCMタイム。

TAC公認会計士講座では、「講義・答案練習・アクセス答練」自体はもちろんのこと「質問・相談コーナー」「デジタル教材」等のフォロー制度によって、皆さんの合格に向けてさらに学習しやすい環境を整えています。ただ、コース選択については冷静にご自身を分析してください。講義については「論文専攻上級」「上級論文答練パック」等の受講スタイルがあります。ご自身のインプットが十分になされているとは言えない状況でインプットの時間を短くすることは危険ではないでしょうか。同じ内容の講義を受講しても自身の理解度が異なる場合には得るものも異なることはご存知だと思います。慎重にコース選択をしてくださいね。財務会計論理論・管理会計論・企業法の基礎力を強化したい場合には「Re-view講義セットコース」を選択することもできます。迷ったら、先生達に「質問・相談コーナー」で、また私が担当する「個別成績相談・学習方法相談」で相談したりしてください。きっと良い選択・自分にあった学習方法が見つかると思いますよ。「奨学生選抜試験」を受験すれば大幅割引が獲得できることもあるでしょう。合格していれば「受講料全額返金制度（論文式全科目合格）」「受講料一部返金制度（論文式科目合格）」がありますので、早めに学習再開をされておくと安心です。「早割キャンペーン」もあるし。

ここまでですかね、CMは。

来年以降の受験を考えられている受験生の皆さん、解答速報・座談会の内容を有効に利用してください。座談会では、先生方から皆さんへのメッセージが各科目の部分で話されています。参考にしてください。

本年の論文式試験を受験された皆さん、お疲れさまでした。おそらくは、合格得点比率52%で1,300人前後の方、多ければ1,400人近くの方が合格されていくでしょう。精一杯の努力をされた皆さんのが合格され、新しい環境の中で力を発揮されることを願います。そして、合格されたなら、是非、皆さんの晴れやかな笑顔を合格祝賀会で拝見させてください。

最後に、お集まりいただきました先生方、ありがとうございました。

皆さん、がんばっていきましょう。